

別記

第1号様式（第2条関係）

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人指定申請書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

（法第62条に規定する業務を行おうとする）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第2条第1項の規定により、同項各号に掲げる書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 支援業務の開始予定年月日
- 2 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先
- 3 支援業務を行おうとする区域
- 4 支援業務の対象とする要配慮者

## 添付書類一覧

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請に係る意思決定を証する書面
- (3) 法人の支援業務の実施に関する計画書
  - ・ア 組織、人員及び運営に関する事項 (別添1)
  - ・下記イからオに該当する事項 (別添2)
    - イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項
    - ウ イのうち、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項
    - エ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
    - オ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項
- (4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面 (別添3)
- (5) 前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面 (別添4)
- (8) 申請以前に行っている法第62条各号に規定する居住支援に資する活動の実績を示す書面
- (9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- (10) 申請者が法第63条第1項に規定する債務保証業務、法64条第1項第2号に規定する残置物処理等業務及びこれらに附随する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることがわかる書面
- (11) 申請者が第5条第1項の規定に基づく推薦依頼を行っている場合は、推薦申請書の写し
- (12) 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書 (別添5)
- (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面

別添 1

年 月 日

ア 組織、人員及び運営に関する事項

法人の名称	
所在地	
職員数	
組織図	
沿革	年月 ～ 年月
支援業務を実施する部署	
支援業務を実施する職員数	常勤 非常勤

別添2

イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/> ) <input type="checkbox"/> 登録住宅入居者の家賃債務の保証 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供 <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務 <input type="checkbox"/> その他附帯業務		
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

ウ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

--

エ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

--



別添 4

支援業務以外の現に行っている業務の概略

<p>支援業務以外の 現に行っている 業務の概略</p>	
<p>支援業務以外の 業務の実施方法</p>	<p>(該当するものに☑)</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 上記業務の責任者を支援業務の責任者と異なる者とする</li><li><input type="checkbox"/> 上記業務の経理を支援業務の経理と区分して処理する</li><li><input type="checkbox"/> 上記業務は支援業務と利益相反する業務ではない</li><li><input type="checkbox"/> 上記業務に干渉されることなく支援業務を公正に実施する</li><li><input type="checkbox"/> その他</li></ul>

## 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当 は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。  
以上のことについて、誓約します。

## 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用する等している。
- 3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
- 4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。
- 6 法人等の役員等が精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- 7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。
- 8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む。）である。
- 9 法人等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。）である。
- 10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する。（以下は、支援業務として登録住宅入居者の家賃債務の保証を行おうとする場合に限る。）
- 11 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反している。

法人の所在地：

法人の名称：

代表者氏名：

第2号様式（第3条関係）

番号  
年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人指定通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けの申請については、審査の結果、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条第1項各号に掲げる基準に適合すると認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第3条第1項の規定により住宅確保要配慮者居住支援法人として指定します。なお、認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する必要があります。

記

- 1 指 定 番 号 :
- 2 法 人 の 名 称 :
- 3 法 人 の 所 在 地 :
- 4 事 務 所 の 所 在 地 :
- 5 支 援 業 務 の 種 別 :
- 6 現に行っている業務 :
- 7 業務の開始年月日 :
- 8 業務を行う区域 :
- 9 業務の対象とする要配慮者 :
- 10 市町村からの推薦の有無 :

（「有」の場合は市町村からの推薦書の写しを添えてください。）

第3号様式（第3条関係）

番号  
年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定をしない旨の通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けの申請については、審査の結果、以下の理由により、法第59条第1項各号に掲げる基準に適合していない又は同条第2項第 号に該当すると認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第3条第3項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人として指定しない旨を通知します。

なお、指定しない理由については、この通知の日から起算して7日（高知県の休日を定める条例第1条第1項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。

記

指定しない理由：

第4号様式（第4条関係）

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

（法第62条に規定する業務を行おうとする）

事務所の所在地

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第1項の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第1項の規定により、同条第2項に掲げる書類を添えて、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更後の支援業務の開始予定年月日
- 2 支援業務に関する問合せを受けるための連絡先
- 3 支援業務を行おうとする区域
- 4 支援業務の対象とする要配慮者

5 実施する支援業務

変更前	変更後	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録住宅入居者の家賃債務の保証
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	残置物処理等業務
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他附帯業務

添付書類一覧 ※新たに行う業務に係る書類を提出すること

- (1) 定款及び登記事項証明書
- (2) 申請に係る意思決定を証する書面
- (3) 法人の支援業務の実施に関する計画書
  - ・ア 組織、人員及び運営に関する事項 (別添1)
  - ・下記イからオに該当する事項 (別添2)
    - イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項
    - ウ イのうち、住宅確保要配慮者から対価を得て支援業務を行う場合においては、当該支援業務の内容、対価及び提供の条件に関する事項
    - エ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項
    - オ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項
- (4) 役員の氏名及び略歴を記載した書面 (別添3)
- (5) 前事業年度における財産目録、事業報告書、収支決算書及び貸借対照表
- (6) 申請年度の事業計画書及び収支予算書
- (7) 支援業務以外の現に行っている業務の概略を記載した書面 (別添4)
- (8) 申請以前に行っている法第62条各号に規定する居住支援に資する活動の実績を示す書面
- (9) 個人情報保護規程その他これに準ずるもの
- (10) 申請者が法第63条第1項に規定する債務保証業務、法第64条第1項第2号に規定する残置物処理等業務及びこれらに附帯する業務を行おうとする場合は、当該業務に係る経理とその他の業務に係る経理とが区分されていることが分かる書面
- (11) 申請者が第5条第1項の規定に基づく推薦依頼を行っている場合は、推薦申請書の写し
- (12) 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書 (別添5)
- (13) (1)から(12)までに掲げるもののほか、支援法人の業務に関し参考となる書面

別添 1

年 月 日

ア 組織、人員及び運営に関する事項

法人の名称	
所在地	
職員数	
組織図	
沿革	年月 ～ 年月
支援業務を実施する部署	
支援業務を実施する職員数	常勤 非常勤

別添2

イ 支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/> ) <input type="checkbox"/> 登録住宅入居者の家賃債務の保証 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供 <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務 <input type="checkbox"/> その他附帯業務		
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

ウ 地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

--

エ 支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

--



別添 4

支援業務以外の現に行っている業務の概略

<p>支援業務以外の 現に行っている 業務の概略</p>	
<p>支援業務以外の 業務の実施方法</p>	<p>(該当するものに☑)</p> <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 上記業務の責任者を支援業務の責任者と異なる者とする</li><li><input type="checkbox"/> 上記業務の経理を支援業務の経理と区分して処理する</li><li><input type="checkbox"/> 上記業務は支援業務と利益相反する業務ではない</li><li><input type="checkbox"/> 上記業務に干渉されることなく支援業務を公正に実施する</li><li><input type="checkbox"/> その他</li></ul>

## 住宅確保要配慮者居住支援法人指定に関する誓約書

当 は、下記のいずれにも該当しません。将来においても該当することはありません。  
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、住宅確保要配慮者居住支援法人指定の取消しとなっても、異議は一切申し立てません。  
以上のことについて、誓約します。

## 記

- 1 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）（以下「法人等の役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同法第2条第6号に規定する暴力団員もしくは同号に掲げる暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）である。
- 2 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団員等を利用する等している。
- 3 法人等の役員等が、暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している。
- 4 法人等の役員等が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している。
- 5 暴力団員等がその事業活動を支配する者である。
- 6 法人等の役員等が精神の機能の障害により支援業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
- 7 法人等の役員等が破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者である。
- 8 法人等の役員等が禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者（執行猶予中の者、刑の執行の免除を受けた者も含む。）である。
- 9 法人等が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第70条第1項又は第2項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者（指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの日前30日以内に当該法人の役員であった者で当該取消しの日から2年を経過しない者を含む。）である。
- 10 法人等の役員等が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）が上記各項目に該当する。（以下は、支援業務として登録住宅入居者の家賃債務の保証を行おうとする場合に限る。）
- 11 債権の取立てに当たり、貸金業法（昭和58年法律第32号）第21条第1項（同法第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項、第24条の5第2項及び第24条の6において準用する場合を含む。）の規定に違反している。

法人の所在地：

法人の名称：

代表者氏名：

第4号様式の2（第4条関係）

番号  
年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人変更認可通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けの申請については、審査の結果、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第43条第3項に掲げる基準に適合すると認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第3項の規定により変更を認可します。なお、変更の認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示する必要があります。

記

- 1 指 定 番 号：
- 2 法 人 の 名 称：
- 3 法 人 の 所 在 地：
- 4 事 務 所 の 所 在 地：
- 5 支 援 業 務 の 種 別：
- 6 現に行っている業務：
- 7 業務の開始年月日：
- 8 業務を行う区域：
- 9 業務の対象とする要配慮者：
- 10 市町村からの推薦の有無：

（「有」の場合は市町村からの推薦書の写しを添えてください。）

第4号様式の3（第4条関係）

番号  
年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人としての変更認可をしない旨の通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けの申請については、審査の結果、以下の理由により、国土交通省・厚生労働省関係住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則第43条第3項に掲げる基準に適合しないと認められるので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第4項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人として変更認可しない旨を通知します。

なお、指定しない理由については、この通知の日から起算して7日（高知県の休日を定める条例第1条第1項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。

記

指定しない理由：

第4号様式の4（第4条関係）

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人変更届出書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第61条第2項及び高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第4条第5項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 指定年月日		
2 指定番号		
3 変更予定年月日		
4 変更する事項	<input type="checkbox"/> 名称又は商号	
	<input type="checkbox"/> 主たる事務所又は営業所その他支援業務を行う事務所又は営業所及び所在地	
	<input type="checkbox"/> 役員の名	
	<input type="checkbox"/> その他	
5 変更の内容	変更前	
	変更後	
6 変更の理由		

第5号様式（第5条関係）

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人推薦書

高知県知事 様

市町村長

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第59条の規定による住宅確保要配慮者居住支援法人としての指定に当たり、下記のとおり推薦の申請があり、確認した結果、支障がないと認められますので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第5条第2項の規定に基づき推薦いたします。

記

推薦の申請日	
法人名	
居住支援業務に関して上記法人が 市町村と連携して行った業務概要	

第6号様式（第6条関係）

年 月 日

債務保証業務委託認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第1号に規定する家賃債務保証業のうち、以下の業務について委託するための認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第6条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

委託する業務内容	
委託の理由	

第7号様式（第6条関係）

番号  
年 月 日

債務保証業務委託認可書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第63条第1項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第6条第2項の規定により通知します。

第8号様式（第6条関係）

番号  
年 月 日

債務保証業務委託の認可を行わない旨の通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった債務保証業務の委託については、審査の結果、下記の理由により法第63条第1項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第6条第3項の規定により通知します。

なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して7日（高知県の休日を定める条例第1条第1項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。

記

認可を行わない理由：

第9号様式（第7条関係）

年 月 日

業務規程認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条に規定する業務を行うために、作成した同法第64条第1項の業務規程について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第7条第1項の規定により、これを添えて申請します。

記

1 認可を受けたい業務規程

- 債務保証業務に関する規程（法第64条第1項第1号）
- 残置物処理等業務に関する規程（法第64条第1項第2号）

2 作成した業務規程

別添のとおり

業務規程変更認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条第 1 項の規定により、 年 月 日付け第 号で認可を受けた業務規程について、同条第 3 項の規定により変更の認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 2 項の規定により、これを添えて申請します。

なお、変更しようとする事項等は下記のとおりです。

記

変更しようとする規程	<input type="checkbox"/>	債務保証業務に関する規程
	<input type="checkbox"/>	残置物処理等業務に関する規程
変更しようとする事項		
変更する理由		

第 11 号様式（第 7 条関係）

番号  
年 月 日

業務規程認可書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった業務規程については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条第 1 項の規定により認可したので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

認可した業務規程：

第 12 号様式（第 7 条関係）

番号  
年 月 日

業務規程変更認可書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった業務規程の変更については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 64 条第 3 項の規定により変更を認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 3 項の規定により通知します。

記

変更認可した業務規程：

第 13 号様式（第 7 条関係）

番号  
年 月 日

業務規程の認可を行わない旨の通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった業務規程については、審査の結果、下記の理由により、法第 64 条第 1 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 4 項の規定により通知します。

なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。

記

認可を行わない理由：

第 14 号様式（第 7 条関係）

番号  
年 月 日

業務規程の変更認可を行わない旨の通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった業務規程の変更については、審査の結果、下記の理由により、法第 64 条第 3 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 7 条第 4 項の規定により通知します。

なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日をも定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。

記

- 1 認可を行わない業務規程：
- 2 認可を行わない理由：

第 15 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

支援業務事業計画等認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定により作成した支援業務に関する事業計画及び収支予算について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 1 項の規定によりこれを添えて申請します。

別添

支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/> ) <input type="checkbox"/> 登録住宅入居者の家賃債務の保証 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供 <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務 <input type="checkbox"/> その他附帯業務		
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

--

支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

--

支援業務事業計画等変更認可申請書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定により 年 月 日付け第 号により認可を受けた支援業務に関する事業計画及び収支予算の変更について認可を受けたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 2 項の規定により、これを添えて申請します。

なお変更しようとする事項等は、下記のとおりです。

記

変更しようとする事項	
変更する理由	

別添

支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/> )		
	変更前	変更後	
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	登録住宅入居者の家賃債務の保証
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	残置物処理等業務
	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	その他附帯業務
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

--

支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

--

第 17 号様式（第 8 条関係）

番号  
年 月 日

支援業務事業計画等認可書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 3 項の規定により通知します。なお、認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければなりません。

第 18 号様式（第 8 条関係）

番号  
年 月 日

支援業務事業計画等変更認可書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の結果、適正であると認められるので、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 1 項の規定により認可し、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 3 項の規定により通知します。なお、認可を受けたときは、当該認可に係る事業計画に記載された事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公示しなければなりません。

第 19 号様式（第 8 条関係）

番号  
年 月 日

支援業務事業計画等の認可を行わない旨の通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等については、審査の結果、下記の理由により、法第 65 条第 1 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 4 項の規定により通知します。

なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。

記

認可を行わない理由：

第 20 号様式（第 8 条関係）

番号  
年 月 日

支援業務事業計画等の変更認可を行わない旨の通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付けで申請のあった支援業務事業計画等の変更については、審査の下記の理由により、法第 65 条第 1 項の規定による認可を行わないこととしましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 4 項の規定により通知します。

なお、認可を行わない理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない。）以内に書面（書式は自由）により、説明を求めることができます。

記

認可を行わない理由：

第 21 号様式（第 8 条関係）

年 月 日

支援業務事業報告書等提出書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 65 条第 2 項の規定により、支援業務に関する事業報告書及び収支決算書を作成しましたので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 8 条第 5 項の規定により添付のとおり提出します。

別添

支援業務の概要及び実施の方法に関する事項

実施する支援業務	(実施する支援業務に <input checked="" type="checkbox"/> ) <input type="checkbox"/> 登録住宅入居者の家賃債務の保証 <input type="checkbox"/> 住宅確保要配慮者に対し、賃貸住宅への入居に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅に入居する住宅確保要配慮者に対し、生活の安定・向上に関する情報提供、相談その他の援助 <input type="checkbox"/> 賃貸住宅の賃貸人に対し、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進を図るために必要な情報の提供 <input type="checkbox"/> 残置物処理等業務 <input type="checkbox"/> その他附帯業務		
支援業務の概要及び実施の方法			
住宅確保要配慮者から対価を得て行う支援業務	支援業務の内容	対価	提供の条件

地方公共団体並びに住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者及び住宅確保要配慮者の福祉に関する活動を行う者との連携に関する事項

--

支援業務に係る人材の確保及び資質の向上に関する事項

--

第 22 号様式（第 9 条関係）

年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人指定辞退届出書

高知県知事 様

法人の所在地

法人の名称

代表者氏名

年 月 日付け第 号により住宅確保要配慮者居住支援法人の指定を受けましたが、下記の理由により指定を辞退をしたいので、高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 9 条の規定により届け出ます。

辞退の理由

第 23 号様式（第 10 条関係）

番号  
年 月 日

住宅確保要配慮者居住支援法人指定取消通知書

法人の所在地  
法人の名称  
代表者氏名 様

高知県知事

年 月 日付け第 号により住宅確保要配慮者居住支援法人として指定をした、貴法人においては、下記の理由により指定を取り消しましたので高知県住宅確保要配慮者居住支援法人の指定等に関する事務取扱要領第 10 条の規定により通知します。

なお、指定を取り消した理由については、この通知の日から起算して 7 日（高知県の休日 を定める条例第 1 条第 1 項の規定による県の休日を含まない）以内に書面（書式は自由）に より、説明を求めることができます。

記

指定を取り消した理由：